

## 日本郵政公社の民営化に伴う除外率の見直しについて

### 1. 趣旨

現在、日本郵政公社は原則として、除外率設定業種の「郵便局」として、百分の三十の除外率が適用されているが、平成19年10月1日に、日本郵政公社は、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の5社に分割されることから、障害者雇用促進法の障害者雇用率制度における除外率設定業種の見直しを行うものである。(日本郵政公社の分割については、別紙参照)

### 2. 見直しの内容

- ① 日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険  
会社分割に伴い、これらの株式会社は、銀行業の業務や生命保険業の業務等を取り扱うこととなり、除外率設定業種には該当しなくなるため除外率は適用しない。
- ② 郵便事業株式会社  
郵便事業株式会社については、「郵便局」に係る除外率を設定する際に勘案した郵便の配達等の業務を実施することになるため、「郵便事業」を除外率設定業種として設定し、百分の三十の除外率を適用する。
- ③ 郵便局株式会社  
郵便局株式会社については、「郵便局」に該当することとなるが、郵便法に基づき「郵便の役務をあまねく公平に提供する」ため、郵便物の集荷業務等も行うこととされており、当該業務に従事する労働者数は1万4千名程度(全体の約12%)となる予定であり、「郵便局」に係る除外率を従来の百分の三十から百分の十に引き下げる。  
※ 除外率については、段階的に縮小することとされていることも踏まえ、全体の検討においては、「郵便局」及び「郵便事業」についても改めて検討を行うこととする。

### 3. 施行期日

平成19年10月1日から施行する。

【日本郵政公社の民営化に伴う会社分割について】

(~平成19年9月30日)

除外  
率

日本郵政公社

30%

民営化・会社分割

(平成19年10月1日~)

適用  
なし

日本郵政株式会社

・ グループ会社に対する経営方針の策定等

30%

郵便事業株式会社

・ 国内物流業・国際物流業  
郵便の業務 等

10%

郵便局株式会社

・ 郵便物の集荷業務  
郵便窓口業務 等

適用  
なし

株式会社ゆうちょ銀行

・ 旧郵便貯金の取扱い  
銀行業の業務 等

適用  
なし

株式会社かんぽ生命保険

・ 生命保険業の業務  
等

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第四（附則第一条の三関係）		別表第四（附則第一条の三関係）	
除外率設定業種	除外率	除外率設定業種	除外率
有機化学工業製品製造業	百分の五	有機化学工業製品製造業	百分の五
石油製品・石炭製品製造業		石油製品・石炭製品製造業	
輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）		輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）	
その他の運輸に附帯するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。）	百分の十	その他の運輸に附帯するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。）	百分の十
電気業		電気業	
郵便局			
非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）	百分の十五	非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）	百分の十五
船舶製造・修理業、船用機関製造業		船舶製造・修理業、船用機関製造業	
航空運輸業		航空運輸業	
倉庫業		倉庫業	
国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）		国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	
採石業、砂・砂利・玉石採取業	百分の二十	採石業、砂・砂利・玉石採取業	百分の二十
窯業原料用鉱物鉍業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメ		窯業原料用鉱物鉍業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメ	

	ント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	
	非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の二十五
	建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便事業	百分の三十
	港湾運送業	百分の三十五
	鉄道業	百分の四十
	医療業 高等教育機関	
	林業（狩猟業を除く。）	百分の四十五
	金属鉱業	百分の五十
	児童福祉事業	
	特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の五十五
	石炭・亜炭鉱業	百分の六十
	道路旅客運送業	百分の六十五
	小学校	
	幼稚園	百分の七十
	船員等による船舶運航等の事業	百分の九十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）、その他の運輸に附帯		

	ント原料用に限る。） その他の鉱業 水運業	
	非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の二十五
	建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便局	百分の三十
	港湾運送業	百分の三十五
	鉄道業	百分の四十
	医療業 高等教育機関	
	林業（狩猟業を除く。）	百分の四十五
	金属鉱業	百分の五十
	児童福祉事業	
	特殊教育諸学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	百分の五十五
	石炭・亜炭鉱業	百分の六十
	道路旅客運送業	百分の六十五
	小学校	
	幼稚園	百分の七十
	船員等による船舶運航等の事業	百分の九十
備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち輸送用機械器具製造業（船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。）、その他の運輸に附帯		

するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。）、郵便局、非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、郵便事業、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）において分類された業種区分によるものとする。

するサービス業（通関業及び海運仲立業を除く。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第一次精錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）において分類された業種区分によるものとする。